

## 防災委員会規約

震災又は火災等の起こりうる災害に対し、発災の際の心構えを日常生活を通じて啓蒙し、居住者相互間の協力により、居住者の生命、身体及び財産等の保全を図るとともに、かかる事態に対して万全を期するため、次のとおり防災委員会規約（以下「本規約」という）を定める。

### 第1章 総 則

（目 的）

第 1 条 本規約は、パーク上尾団地における震災又は火災等について必要な事項を定めて、震災、火災、その他災害にかかわる予防、警戒を通して、人命の安全並びに被害の防止を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 本規約はパーク上尾団地の全居住者を対象とし、その及ぶ範囲は建物、附属施設とする。

（防災委員会編成）

第 3 条 本規約第1条の目的遂行を図るために、パーク上尾団地管理組合（以下「管理組合」という。）を母体とし、居住者より委員を選任し、防災委員会を組織する。

（防災委員会の責務と権限）

第 4 条 防災委員会は、災害（震災、火災）等の予防・警戒及び災害の防止を図る一切の権限を有し、この規約で別に定めるものの他、次の業務を行う。

(1) 防災計画の運用、推進に関する事項

一 防災計画の検討及び変更

二 震災・火災にかかわる消火、通報、避難、避難誘導等の諸関連に必要な訓練の実施及び指導

三 避難設備、避難通路（共用通路）、非常階段、専用使用バルコニー（有事の際共用通路となる）等避難にかかわる安全確保を図るための指導及び監督

四 建物、電気設備、火気使用設備の検査の実施

五 消防設備等の点検・整備の実施及び指導

六 危険物に対する監督、指導

七 火気使用に対する取扱いに関する指導

八 居住者の人員把握

九 居住者に対する防災意識の高揚を図るための防災教育の実施

十 防災指導資料の作成及び関連ポスター等の掲示

(2) 防災機関等への報告、連絡、届出等に関する事項

一 防災計画の提出（消防計画）〈改正の都度〉

二 消防設備等の点検結果報告（年2回）

三 建物及び諸設備等の変更又は設置時の報告、連絡等、法令に基づく諸手続

四 消防用設備等の点検、建物等の検査及び居住者の教育他防災に

関する訓練等に必要な指導員の派遣要請

(3) 火災予防上必要な措置に関する事項

一 改築、改造及びそれにかかわる模様替え等の工事中における火気使用の制限又は立会い

二 火気使用又はそれらにかかわる取扱いの指導、監督

(委員会の開催)

第 5 条 防災委員会の開催は定例会及び臨時会とし、定例会は定期的に開催し、臨時会は委員長が必要と認めたとき開催する。

(防災委員会管理機関)

第 6 条 防災管理業務の適正な運営を推進するため、防災委員会に防災委員長及び副委員長を置く。

2 防災委員長（以下「委員長」という。）は、管理組合理事長が就任し、副委員長は専従管理者が就任するものとする。

(防災委員の選任)

第 7 条 居住者の公平を期するため、防災委員は委員長が選出する。

(防災委員の任期)

第 8 条 防災委員の任期は、管理組合役員の任期に準じるものとする。

(防災委員の義務)

第 9 条 防災委員は本規約及び防災委員会決議を遵守し、その職責を遂行する義務を負う。

## 第 2 章 予防管理対策

(予防管理対策)

第 10 条 防災委員会は、震災、火災予防のための対策及び自主点検、検査等の予防管理対策を行うものとする。

2 平素における火災予防及び震災時の出火防止を図るため、委員長のもとに、防災委員の中から一定区域別に防災担当責任者を定め、その編成及び任務を定める。

3 建物、電気設備、危険物施設及び消防用設備等の機能を適正に維持するため、別に定める点検、検査表に基づき、定期的に点検、検査を行うものとし、その実施日は別に定める。

4 平素における点検、検査は、委員長が外観的事項について随時実施し、実施に参加する防災委員は順番制とする。

5 委員長及び防災委員は定期的に居住者に対して、火気使用設備器具、電気設備器具及び消火器具等について点検を実施し、不備欠陥のある設備を発見した場合、整備、改修するよう勧告する。

(点検、検査結果の記録及び報告)

第 11 条 委員長は点検、検査の結果を「防災対象物維持台帳」及び「防災対象点検、検査表」に記録しておくとともに、居住者に報告し、不備欠陥事項については改修等の促進を図る。

## 第 3 章 自衛防災活動対策

(自衛防災(震災、消防)活動等)

第 12 条 防災委員会は、パーク上尾団地の自衛防災活動を行うものとし、委員長、副委員長のほかに下記の班(以下「各担当班」という。)を定める。

通報情報班、消火班、避難誘導班、警備班、  
救護衛生班、給食給水班

2 各担当班は、防災委員の中から委員長が人選する。

3 委員長・副委員長は震災、火災発生の際、ただちに建物、建物内外及び居室内の被害状況、火災発生等の把握につとめ、必要かつ重要事項については担当班に指令を出し、居住者に対し、通報、情報提供及び適切な措置を講ずる。

委員長、副委員長及び各担当班の活動は次のとおりとする。

- (1) 委員長は自衛防災活動時において副委員長及び各担当班に対する指令、指揮を行うとともに、防災隊への情報提供及び避難者の確認を把握する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の場合にはその任務の代行をする。
- (3) 各担当班は委員長・副委員長の指令、指揮に従い、補佐をする。
- (4) 各担当班の任務は次のとおりとする。

一 通報情報班は災害及び火災発火の際、すみやかに防災機関(119番)等へ通報した後、近くの非常警報設備を作動させるとともに、大声で居住者に発火を知らせ内外の情報収集にあたり、委員長に報告し、的確な情報を居住者に知らせる。

二 消火班は、各階に設置されている消火器を活用し、初期消火及び延焼拡大防止のための消火活動を行い、その状況を委員長に報告する。

三 避難誘導班は、災害、火災状況を把握し、居住者の安全確保及び安全に避難できるよう誘導し、避難用階段又は避難器具を利用して避難者の補助に当り、その状況結果を報告する。

四 救護衛生班は、被災者の応急救護を行うとともに、被災、被害状況により、生活面における衛生上の問題に関する通報及び適確な情報を収集し、その実状を報告するとともに、その措置にあたり救護活動を行う。

五 警備班は、電気、ガス、危険物、火気使用設備、空調、排煙各設備等の安全措置、防火区画の防火戸の閉鎖等の措置を行うとともに、その他不時の事態に備えて適正な処置をとる。

六 給食給水班は、給食及び給水活動を行い、その状況を委員長に報告する。

(5) 防災委員会の装備は次のとおりとし、装備品の管理は委員長及び副委員長が行う。

- |                |        |
|----------------|--------|
| ① 携帯用拡声器、サイレン付 | 4ケ     |
| ② 懐中電灯         | 4ケ     |
| ③ 警笛           | 4ケ     |
| ④ ロープ          | 40m 2本 |

⑤	ロープ	50m	2本
⑥	応急救護箱		1箱
⑦	ヘルメット		30ケ
⑧	防災用帽子		20ケ
⑨	非常用照明		1組（三脚・延長コード）
⑩	区域規制用パイロン		5組

#### 第4章 震災対策

（震災予防措置等）

第13条 地震等の災害を防止するため、第2章に定める予防管理対策とあわせて次の事項を行う。

- (1) 建物の附属工作物及び高所の物品等の落下、転倒、破壊の防止措置
- (2) 危険物類の漏洩防止措置
- (3) 長期間の旅行又は外出する場合の火気使用設備器具、電気設備器具等の安全装置の確認
- (4) その他、地震等の災害に対する必要事項

2 地震等及び発災時の活動は、第3章に定める事項のほか、次のとおりとする。

- (1) 居住者に対し、火気使用設備器具の停止、ガス元栓の閉止及び出入口の開放等の措置を講ずる。
- (2) 火災の発生により負傷者がでた場合、一致協力して、消火及び負傷者の救護にあたる。
- (3) 委員長は建物内外及び建物周辺の被害状況及び火災発生状況等の把握につとめ、必要事項については居住者に対して、指令、指示を与え、情報の提供を行う。
- (4) 避難行動については、防災機関からの避難命令又は委員長の状況判断にて行い、居住者に対しては統一行動をとらせるように努める。
- (5) 避難にあたっては、自動車は使わず、全員徒歩により避難を行なう。
- (6) 避難場所は、富士見小学校とする。
- (7) 居住者に対し、地震災害に備え、非常用食料、飲料水、衣類、毛布、携帯ラジオ、懐中電灯、軍手及び医薬品を準備しておくよう指導する。
- (8) その他地震災害時に対する必要事項を実施する。

#### 第5章 防災教育及び訓練

（防災教育、訓練の実施）

第14条 居住者の防災知識の高揚及び防災委員の技術向上を図るため、次により防災教育、訓練を行う。

- (1) 防災計画の周知徹底を図る。

- (2) 防災及び防火講演会、懇談会等の会合を積極的に実施する。
  - (3) 委員は、それぞれの任務の職責により、定期的に訓練を実施し、定期的に総合訓練を実施する。
  - (4) 震災訓練は、市町村等が実施する訓練に関係委員が参加する。
  - (5) その他委員長が必要と認める事項を実施する。
- 2 防災訓練を実施する場合は委員長が「防災訓練通知書」により消防署に通知するとともに、実施結果については、「防災及び防火対象物維持台帳」に記録する。

## 附 則

(規約の発効)

第 1 条 本規約は、平成 18 年 5 月 28 日から効力を生じる。

防 災 委 員 会  
組 織 図

